

社会福祉法人 新天地育児院

評議員及び役員の報酬並びに費用弁償に関する基準

(報酬基準)

評議員及び役員の報酬については、無報酬とする。

(費用弁償)

評議員及び役員には費用を弁償することができる。

費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等であり、報酬とは明確に区分されるものとする。

(改廃)

この基準の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則

この基準は平成29年6月12日（定時評議員会の議決日）から施行する。